

新型コロナウイルス感染症の影響により税、保険料の納付が困難な方へ

まずはご相談ください

法令・条例に基づく猶予制度や延滞金の減免、一定期間内での分割納付等を受けられる場合があります。皆さんの抱えている課題をお聞きしながら、最適な納付方法等をご提案します。

こんなときは
まずご相談ください

- 収入が大きく減少してしまい期限通りの納付が難しい
- 事業をやむなく休業したがどうすればよいか
- 海外から帰国できず期限通りの納付が難しい

マイナンバーカード 交付のための土曜臨時窓口

交付は事前予約制 電話かインターネットで予約可

時 7/2・16、8/6・20、9/3・17の土曜8:45~16:45
[交付場所] 区役所8階マイナンバーカード交付窓口
[受付業務] マイナンバーカード交付のみ(日曜窓口と異なり、引

越しに伴う転入届、電子証明書更新等のカード関連手続き、マイキーID設定(マイナポイント予約)支援、健康保険証利用の申込支援等は対象となりませんのでご注意ください。

マイナンバーカード 交付は事前予約制

交付通知書が届いたら、同封の案内を確認し、事前予約のうえ交付窓口にお越しください。なお、インターネットでは4営業日(土・日曜、祝日を除く)以降の日時にて予約が可能です。3営業日以内の日時で予約をご希望の方は、江

東区マイナンバーカードコールセンターまでお問い合わせください。
※マイナンバーカード申請増加に伴い、予約が取りづらい状況です。お早めにご予約をお願いします
☎ 江東区マイナンバーカードコールセンター(8:30~20:00(年末年始を除く)) ☎ 0570-04-5010、FAX 5690-5659 ※IP電話などをご利用の場合は ☎ 5690-5621

- ☎ (3647) 8520
- FAX (3647) 8443
- ② 保険料の分割納付について
- ☎ (3647) 3169
- FAX (3647) 8443

- ☎ (3683) 1231
- FAX (3681) 6549
- ☎ (3647) 1131
- FAX (3647) 9415

- ☎ (3647) 9493
- FAX (3647) 9466
- ☎ (3647) 9493
- FAX (3647) 9466

音訳者養成講座・前期 受講生募集

すべての人が本を読むために

区立図書館では、視覚障害など通常の活字資料の利用が困難な方に、資料を音声化するサービスを行っています。このサービスには利用者が必要としている資料を音声化し、情報を正確に伝えるための幅広い知識と専門技術をもった「音訳者」の協力が不可欠です。図書館では「音訳者養成講座」を前期・後期二年間の連続講座として開催します。二年間の講座終了後、図書館に登録し音訳者として活動できる方の受講をお待ちしています。

※詳細は図書館ホームページまたは図書館配布するチラシをご覧ください。
時 ①講演・ガイダンス(動画配信) 6月30日(木)~7月4日(月) ②講座 7月21日~10月13日(月)

一日特設行政相談所

7/4(月)

毎日の暮らしの中で、国などが行っている仕事について、要望や苦情をお持ちの方はいらっしやいませんか。そのような時、「行政相談委員」が行政と住民の橋渡し役として相談に応じ、助言し、適切な措置を講じます。

一日特設行政相談所を開設

時 7月4日(月) 午前10時半~午後3時 場 総合区民センター 12階展示ホール(大島4-5-1) 費 無料

時 毎月第1・3金曜(祝日・年末年始を除く) 午後1時~4時 場 広報広聴課広聴相談係(区役所2階22番) 費 無料
☎ (3647) 2364
FAX (3647) 9635

☎ (3647) 2364
FAX (3647) 9635

☎ (3647) 2364
FAX (3647) 9635

高校・大学進学を支援

学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 対象を拡大しました

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。今年度から収入要件を緩和し支援対象を拡大しました。貸付条件など制度の詳細はお問い合わせください。

☎ (3640) 3151
FAX (3615) 6668
HP <https://www.koto-ib.tokyo.jp>
Eメール 555020@city.koto.lg.jp

表1 総収入の基準

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
2人	4,410,000円	4,057,000円
3人	5,049,000円	4,966,000円
4人	5,737,000円	5,772,000円
5人	6,396,000円	6,396,000円

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

表2 合計所得金額の基準

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
2人	3,087,000円	2,805,000円
3人	3,599,000円	3,532,000円
4人	4,149,000円	4,175,000円
5人	4,674,000円	4,674,000円

☎ (3647) 9660
FAX (3647) 9663